

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口			
						問合せ先（担当課）	特別出張所	オンライン	郵送
住民記録	出生した子	出生届 ※赤ちゃんが生まれた日から14日以内（生まれた日を含む）に届出して下さい	・出生届書 ・医師または助産師が作成した出生証明書 ・母子健康手帳（なくても出生届出はできます。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 本庁舎1F 7番窓口 03-5744-1183	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
	出生した子が国民健康保険に加入する場合	国民健康保険の届出 ※国民健康保険の加入の手続きは、生まれた日から14日以内に世帯主が届出を行うことされています	・世帯主と加入する方のマイナンバーを確認できる書類 ・来庁者の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課 本庁舎4F 11番窓口 03-5744-1210	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
	国保加入者で出産育児一時金の受給を希望される方 ※ほかの健康保険などから支給される方には、国保からは支給されません	出産育児一時金の申請	<世帯主又は世帯員が申請する場合> ・出産された方の大田区国民健康保険証 ・来庁者の本人確認資料 ・世帯主の印鑑（シャチハタ不可） ・母子健康手帳 ・世帯主の口座番号が分かるもの（通帳等） ・医療機関の領収書（原本） ・医療機関交付の「直接支払制度を利用していない」旨の文書 ・世帯主及び出産した方のマイナンバーを確認できる書類 ・住民登録上別世帯の方が申請される場合は上記に加え以下のものが必要です ・代理人の印鑑（スタンプ印でないもの） ・代理人の本人確認書類 ・代理人のマイナンバーを確認できる書類 ・委任状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課 本庁舎4F 12番窓口 03-5744-1211	-	-	-
国民年金	国民健康保険被保険者で、出産日（出産予定日）が令和5年11月1日以降の方	国民健康保険料の産前産後期間の免除制度 ※免除される期間は、単胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間。	・届出書 ・母子健康手帳または、出生届出済証明 ・来庁者の本人確認書類 （郵送による届出の場合は、届出書、母子健康手帳の表紙（保護者氏名の記載があるもの）と出産予定日が確認できるページのコピーまたは出生届出済証明のコピー、対象者の本人確認書類のコピーを添付して下さい。） ・委任状（本人または同一世帯員以外の方が届出する場合のみ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課 本庁舎4F 11番窓口 03-5744-1210	-	-	<input type="checkbox"/>
	国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 ※免除される期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間。	・母子健康手帳 （郵送による届出の場合は、母子健康手帳の表紙（保護者氏名の記載があるもの）と出産予定日が確認できるページのコピーを添付して下さい） ・出産後の届出の場合、大田区役所国民年金係で住民記録等から出産を確認できる場合は不要です ・来庁者の本人確認書類 ・加入する方の基礎年金番号を明らかにできる書類（基礎年金番号通知書や年金手帳等） ※お持ちでない場合でも国保年金課の窓口でも手続き可能です	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課 本庁舎3F 12番窓口 03-5744-1214  大田年金事務所 03-3733-4141 （音声案内2番→2番）	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子ども	児童手当を申請する方	児童手当の申請	・児童手当・特例給付認定請求書（新規）または額改定請求書・額改定届（増額・減額） ・申請者（生計中心者）名義の普通預金口座がわかるもの（公金受取口座希望の方は不要） ・来庁者の本人確認書類（郵送の場合は写し） ・申請者、配偶者のマイナンバーを確認できる書類 ※上記に加え、申請者と児童の住所が異なる場合は、児童手当・特例給付別居監護申立書（児童のマイナンバーが必要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 本庁舎3F 23番窓口 03-5744-1275	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	乳 医療証を申請する方	乳 医療証の申請	乳児の健康保険証の写し（後日提出可） ・本人確認書類 ※住民票の反映状況にもよりますが、子育て支援課の窓口でのみ、すべての書類が揃っていれば即日発行できます。それ以外の場合は、申請後1週間程度でご自宅へ郵送します	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	親 医療証を申請する方	親 医療証の申請	問合せ先へご確認下さい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-
	児童育成手当を申請する方	児童育成手当の申請	問合せ先へご確認下さい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-
	児童扶養手当を申請する方	児童扶養手当の申請	問合せ先へご確認下さい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-
	特別児童扶養手当を申請する方	特別児童扶養手当の申請	・申請者及び対象児童の戸籍謄本（大田区内に本籍がある方は、発行手数料は無料） ・障害児の障害の程度を明らかにする特別児童扶養手当認定診断書（診断日が提出月またはその前月中のもの）、身体障害者手帳、愛の手帳 ・「身体障害者手帳（内部障害以外）1級、2級、3級（下肢障害は4級の一部を含む）」、「愛の手帳1度、2度」の方は、診断書を省略できる場合があります ・「身体障害者手帳（内部障害）」、「愛の手帳3度、4度」の方は診断書が必要となります ・申請者名義の金融機関（普通預金口座）の通帳又はキャッシュカード（マイナポータルに登録のある公金受取口座を希望する場合は、通帳等の持参は不要のため、申請時にその旨申出下さい） ・マイナンバーを確認できる書類及び本人確認書類 ※証明書類は発行した日から1か月以内のものをご用意下さい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 本庁舎3F 24番窓口 03-5744-1274	-	-	-
未熟児養育医療（養育医療）を申請する方	未熟児養育医療（養育医療）の申請	問合せ先へご確認下さい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各地域健康課	-	-	-	

予 防 接 種	出生した子	予防接種予診票の交付申請は不要です ※生後2か月になる前までに送付します	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	感染症対策課 本庁舎6階 13番窓口 03-4446-2643	-	-	-
	出産した方	出生通知書の提出 ※できるだけ出生から14日以内に投函して下さい ※出生通知書に基づいてすこやか赤ちゃん訪問を行います	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康づくり課 本庁舎6F 12番 03-5744-1661 各地域健康課	-	-	-
	産後ケアを希望する方	産後ケアには次の種類があります ・訪問型・外来型 ・日帰り型 ・宿泊型 ・グループケア型  ご希望の産後ケアの種類によって、手続きが異なります。 詳細は、大田区HPまたは問合せ先へご確認ください	ご希望の産後ケアの種類によって、必要なものが異なります 詳細は、大田区HPまたは問合せ先へご確認ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康づくり課 本庁舎6F 12番 03-5744-1661	-	-	-
	出産後6か月までの方	にここサポート ※産後ドゥーラの資格を持つ支援員をご自宅に派遣し、産後における心身の不調や育児に対する不安に寄り添いながら、家事や育児を援助するサービス	・住民税非課税証明書 ※世帯全員が住民税非課税に該当し、自己負担金の免除を希望する人で、以下のどちらかに該当する人 ①申請月が1月から6月の場合：申請月の前年の1月1日に大田区外にお住まいだった人 ②申請月が7月から12月の場合：申請月の属する年の1月1日に大田区外にお住まいだった人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 本庁舎3F 23番窓口 03-5744-1778	-	○	○
	2歳までの乳幼児を育児中の世帯	びびよサポート ※対象世帯にヘルパー等を派遣し、家事や育児を援助するサービス	・住民税非課税証明書 ※世帯全員が住民税非課税に該当し、自己負担金の免除を希望する人で、以下のどちらかに該当する人 ①申請月が1月から6月の場合：申請月の前年の1月1日に大田区外にお住まいだった人 ②申請月が7月から12月の場合：申請月の属する年の1月1日に大田区外にお住まいだった人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<サービス内容に関すること> 株式会社バソナライフケア 03-6633-3626 (午前9時～午後5時) <大田区産後家事・育児援助事業に関すること> 子育て支援課 本庁舎3F 23番窓口 03-5744-1778	-	○	○
	生後5日から2歳未満の乳幼児	乳幼児ショートステイ事業 ※保護者が仕事や病気などの理由で育児ができないとき、またはレスパイト（休息、息抜き）をしたい場合に、養育施設でお子さんをお預かりする宿泊型のショートステイサービス	・住民税非課税証明書 ※世帯全員が住民税非課税に該当し、自己負担金の減額を希望する人で、以下のどちらかに該当する人 ①申請月が1月から6月の場合：申請月の前年の1月1日に大田区外にお住まいだった人 ②申請月が7月から12月の場合：申請月の属する年の1月1日に大田区外にお住まいだった人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 本庁舎3F 23番窓口 03-5744-1778	-	○	○
	産前2か月から産後3か月の方	絆サポート ※現在の状況や困っている事などを伺い、サービス内容を説明いたしますので、まずはお電話にてお問い合わせ下さい 地域によってはボランティアが見つからず、ご要望に沿えないこともございます	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉協議会 おおた地域共生ボランティアセンター 03-5703-8230	-	-	-
	家事援助サービスや子育て支援サービスを希望する方	家事援助サービス/子育て支援サービス ※詳細は、問合せ先のHPをご確認ください	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公益社団法人 大田区シルバー人材センター 03-3739-6666	-	-	-
	大田区内にお住まいのひとり親家庭（父子・母子家庭）で、条件に該当する方 ※条件等は、大田区HPまたは問合せ先にご確認ください	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各生活福祉課	-	-	-
	乳幼児の保護者の方 ※離乳食中期（生後7～8か月頃）・後期（生後9～11か月頃）・完了期（1～1歳3か月頃）の3クラスの子育て教室をそれぞれ実施しています ※離乳食の進め方（生後5～6か月頃） 離乳の開始についてや進め方などを個別や小グループでお話しています	育児学級 ※予約制のため、事前にお電話でご連絡下さい	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各地域健康課	-	-	-
里帰り出産等により妊婦健診受診票が使えなかった方	里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用助成 ※以下に該当する方 ・妊婦健康診査等の受診時に区内に住居登録がある方 ・都内契約医療機関以外の医療機関または助産所において自己負担で受診した方（助産所は2回目以降の妊婦健康検査のみが対象） ・母子健康手帳交付日以降の妊婦健康検査等が対象（区外で母子健康手帳の交付を受けた方は大田区転入日以降の妊婦健康検査等が対象）	問合せ先へご確認ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康づくり課 本庁舎6F 12番窓口 03-5744-1661	-	-	-	

※本人確認書類は、手続きによって1点2点の要件が異なります。ご不安の場合はあらかじめHPまたは、問合せ先にご確認ください。

※マイナンバーを確認できる書類は、マイナンバーカード・マイナンバーの記載がある住民票（又は住民票記載事項証明書）・通知カード（通知カードは廃止されました。廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、生年月日が住民票と一致している場合は、引き続き番号確認書類として使用できます。）

※各地域福祉課 大森地域福祉課（大田区大森西一丁目12番1号）（身体障害者支援）03-5764-0657（知的障害者支援）03-5764-0710（医療費助成）03-5764-0696  
調布地域福祉課（大田区雪谷大塚町4番6号）（身体障害者支援）03-3726-2181（知的障害者支援）03-3726-6032（医療費助成）03-3726-4139  
蒲田地域福祉課（大田区蒲田本町二丁目1番1号）（身体障害者支援）03-5713-1504（知的障害者支援）03-5713-1507（医療費助成）03-5713-1383  
稲谷・羽田地域福祉課（大田区東稲谷一丁目21番15号）（身体障害者支援）03-3743-4281（知的障害者支援）03-3741-6526（医療費助成）03-3741-6682

※各地域健康課 大森地域健康課（大田区大森西一丁目12番1号）03-5764-0661  
調布地域健康課（大田区雪谷大塚町4番6号）03-3726-4145  
蒲田地域健康課（大田区蒲田本町二丁目1番1号）03-5713-1701  
稲谷・羽田地域健康課（大田区東稲谷一丁目21番15号）03-3743-4161

※各生活福祉課 大森生活福祉課（大田区大森西一丁目12番1号）03-5764-0665  
調布生活福祉課（大田区雪谷大塚町4番6号）03-3726-0791  
蒲田生活福祉課（大田区蒲田本町二丁目1番1号）03-5713-1706  
稲谷・羽田生活福祉課（大田区東稲谷一丁目21番15号）03-3741-6521